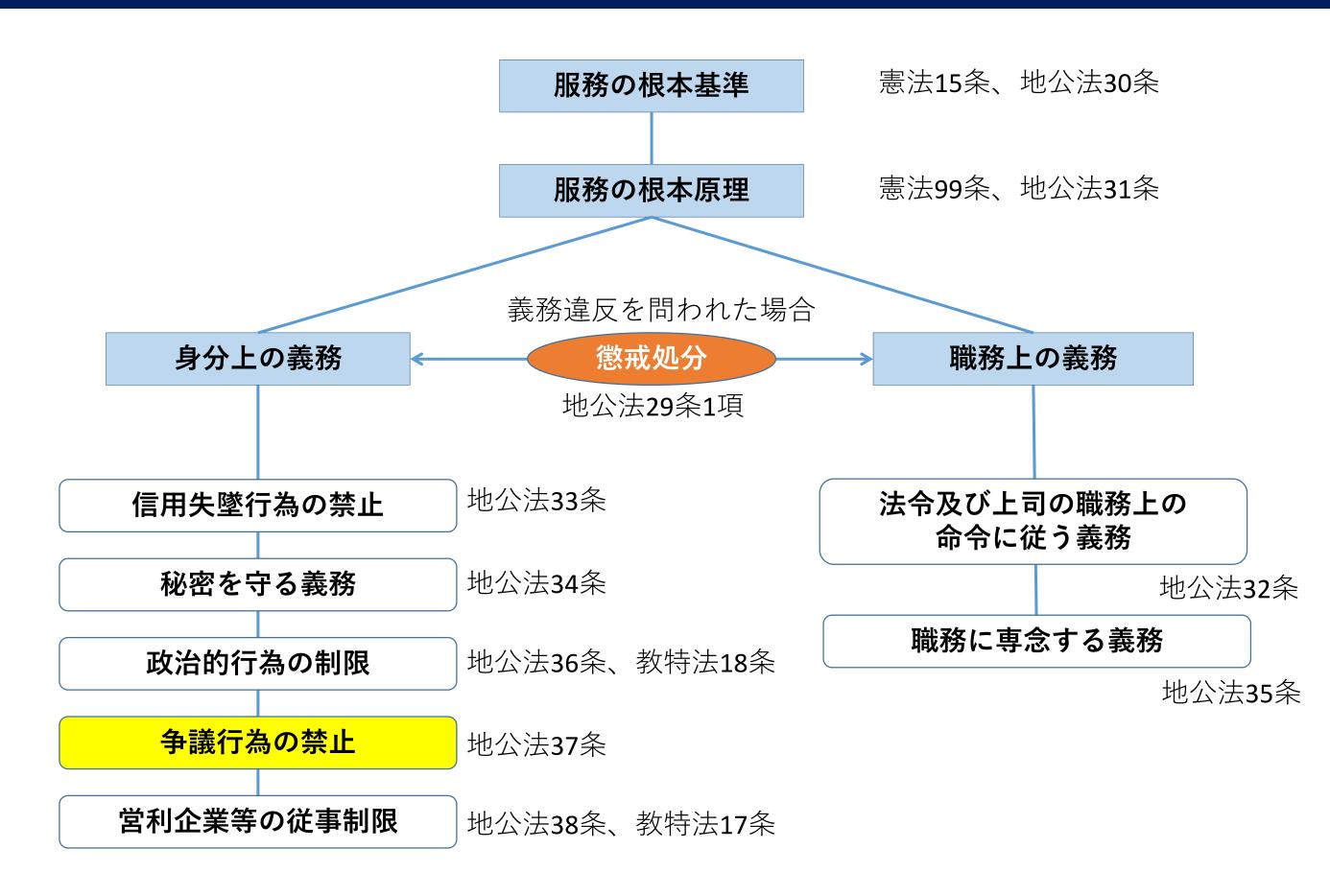
# 教職員の服務について

⑦ 身分上の義務 その4 「争議行為の禁止」

北海道教育庁教職員局教職員課

### 地方公務員(及び教育公務員)の服務



### 争議行為の禁止

### ○地方公務員法(昭和25年法律第261号)(抄)

(争議行為等の禁止)

- 第37条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して 同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を 低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法行為を 企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。
- 2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、 地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団 体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗 することができなくなるものとする。

#### ○日本国憲法(昭和21年11月3日憲法)(抄)

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、 これを保障する。

労働三権	民間労働者	公務員
1. 団結権		Δ
2. 団体交渉権		Δ
3. 団体行動権(争議権)		×

### 【職員団体と労働組合の違い】

区分	労働組合	職員団体
根拠法令	労働組合法	地方公務員法
目的	労働組合とは、労働者が主体となり自主的な労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合体をいう。	職員団体とは、職員がその勤務条件の 維持向上を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。
団結権	制約はない。	警察・消防職員には認められていない。
団体交渉	労働協約の締結が可能。	交渉はできるが、団体協約の締結権はない(地公法55条②)。 なお、法令・条例・規則・規程に抵触しない限りで書面協定の締結は可能。誠意と責任をもって履行する義務があるが、法的拘束力はない。
交渉事項 の制限	法令上の制限規定はない。	管理運営事項は交渉の対象とすることができない(地公法55条③)。
団体行動権 (争議権)	できる。	できない(地公法37条)。

### 岩手県教組事件(昭和51年5月21日最高裁大法廷破棄自判)

#### 【事案の概要】

昭和36年度に行われた全国中学校一斉学力調査の実施のため、中学校に赴こうとするテスト立会人らを道路上で阻止した行為につき、地方公務員法及び道路交通法に違反するとされた事案。地方公務員のストライキを禁ずる地方公務員法第37条は憲法違反に当たるかどうかが、争点の一つとなった。

#### 【判決要旨】

- 地方公務員も憲法二八条の勤労者として同条による労働基本権の保障を受けるが、地方公共団体の住民全体の奉仕者として、実質的にはこれに対して労務提供義務を負うという特殊な地位を有し、かつ、その労務の内容は、公務の遂行すなわち直接公共の利益のための活動の一環をなすという公共的性質を有するものであって、地方公務員が争議行為に及ぶことは、右のようなその地位の特殊性と職務の公共性と相容れず、また、そのために公務の停廃を生じ、地方住民全体ないしは国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼすか、又はそのおそれがある。
- 地方公務員の勤務条件が、法律及び地方公共団体の議会の制定する条例によって定められ、また、その給与が地方公共団体の税収等の財源によつてまかなわれるところから、(中略)私企業における労働者の場合のように団体交渉による労働条件の決定という方式が当然には妥当せず、争議権も、団体交渉の裏づけとしての本来の機能を発揮する余地に乏しく、かえつて議会における民主的な手続によつてされるべき勤務条件の決定に対して不当な圧力を加え、これをゆがめるおそれがある。

- それ故、地方公務員の労働基本権は、地方公務員を含む地方住民全体ないしは 国民全体の共同利益のために、これと調和するように制限されることも、やむを えないところといわなければならない。
- 地公法上、地方公務員にもまた国家公務員の場合とほぼ同様な勤務条件に関する利益を保障する定めがされている(殊に給与については、地公法二四条ないし二六条など)ほか、人事院制度に対応するものとして、これと類似の性格をもち、かつ、これと同様の、又はこれに近い職務権限を有する人事委員会又は公平委員会の制度(同法七条ないし一二条)が設けられている。
- (人事委員会又は公平委員会の制度について、)中立的な第三者的立場から公務員の勤務条件に関する利益を保障するための機構としての基本的構造をもち、かつ、必要な職務権限を与えられている点においては、人事院制度と本質的に異なるところはなく、その点において、制度上、地方公務員の労働基本権の制約に見合う代償措置としての一般的要件を満たしているものと認めることができる。
- 右の次第であるから、**地公法三七条一項前段において地方公務員の争議行為等を禁止**し、かつ、同項後段が何人を問わずそれらの行為の遂行を共謀し、そそのかし、あおる等の行為をすることを禁止**したとしても、地方住民全体ないしは国民全体の共同利益のためのやむをえない措置として、それ自体としては憲法二八条に違反するものではない**といわなければならない。

## 【説明のまとめ】

- 地方公務員の争議行為の制限に関する基本的な 考え方は「岩手県教組事件判決」に集約される。 (まさに「判例」※最高裁判所の判断)。
- すなわち、地方公務員の労働基本権は、地域住民や国民全体の共同利益のため、これと調和するように制限されることも、やむをえないとされていることを、正しく理解する必要がある。
- 改めて、地方公務員は、全体の奉仕者であることを深く認識する必要がある。